

産地収益力向上支援事業及び自給率向上重点支援事業

【10,704(6,515)百万円の内数】

対策のポイント

農業の持続的発展に向けた所得の増大、食料自給率の向上に向けた戦略作物の生産拡大等による産地の活性化を支援します。

<背景/課題>

- ・農業所得が減少し、農業の持続性が危機的状況にある中、国民への食料の安定的供給を図っていくためには、産地の収益力向上のための取組を推進する必要があります。
- ・食料自給率・飼料自給率の向上のため、大幅な生産拡大が求められる戦略作物（麦、大豆等）等の生産拡大を図る取組を推進する必要があります。

政策目標

事業実施産地における事業効果（農業産出額の増加や農産物供給拡大効果等を貨幣換算したもの）の総計 約600億円（「産地活性化総合対策事業」全体の効果）

<主な内容>

1. 産地の収益力向上への取組に対する支援

産地の収益力を向上させるため、産地の関係者が組織する協議会により策定されたプログラム等に基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、サプライチェーンの構築の取組を支援します。

2. 食料自給率向上に向けた生産拡大の取組に対する支援

麦、大豆等について、産地が大幅に生産拡大するための体制づくり等を支援します。あわせて、これらの取組に必要な共同利用施設の再編・整備を支援します。また、引き続き、国産大豆の透明かつ公正な取引価格の形成に向けた全国段階の入札の実施に対する支援を行います。

補助率：

1. については、定額、1/2、1/3、1/10以内

2. については、定額、1/2、1/3以内

事業実施主体：協議会、民間団体等

お問い合わせ先：生産局生産流通振興課（03-3502-5963（直））

産地活性化総合対策事業

産地における収益力の向上、食料自給率の向上、鳥獣被害の防止に向けた取組を総合的に支援し、産地の活性化を図ります。

推進事業

地域における体制づくりの取組等を支援

産地収益力向上

一般地区
様々な作目の収益力向上の取組を支援
(定額、1/2)

有機農業支援地区
(定額)

地域作物支援地区
国内産いもでん粉産地の取組を支援
(1/2)

農業所得向上新分野支援地区
(定額、1/3)

地域バイオマス支援地区
(定額、1/2)

乳業再編地区
(定額)

全国推進事業
(定額、6/10、1/2)

食肉等流通合理化地区
(1/2)

食料自給率向上

麦・大豆等生産拡大地区
(定額、1/2)

飼料生産拠点育成地区
(1/2)

全国推進事業
(定額)

鳥獣被害対策

※県域を越える取組

広域連携支援地区
(定額)

取組基盤支援事業
(定額)

施設整備

推進事業の取組に必要な施設整備等を支援

融資主体型補助(1/10)

整備事業(1/3(5.5/10、1/2))

戦略作物等

(農業所得向上新分野支援、乳業再編、食肉等流通合理化を含む。)

整備事業

(2/3、5.5/10、1/2)

注1) ()内は、補助率

注2) 産地収益力向上及び食料自給率向上の取組に必要な機械等は引き続き農畜産業機械等リース支援事業(産地活性化型)で支援